

# 商工会かわら版

NO 48 号 令和元年 8 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326  
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953  
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

## ★ 第14回夏祭り開催にかかる御礼

今年も商工会会員の皆様をはじめ、たくさんの方からご寄附を頂き、盛大な花火大会を開催することができました。

皆様のおかげで今年も事故もなく、町内外のお客様に楽しんでいただくことができました。

誠にありがとうございました。

なお、今年の来訪者数は約1,300人でした。

## ★ キャッシュレス消費者還元事業

本事業は、10月1日の消費税引上げに伴い、引上げ後一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を実施するものです。10月1日からご利用いただくためにも、お早目の対応をご検討ください。ご不明な点はお問い合わせください。

支援内容

○期間：R1年10月1日～R2年6月30日

○一般の中小・小規模事業者

①消費者還元 5%

②期間中の決済手数料は実質 2.17%以下

③中小企業の負担ゼロで端末導入

○フランチャイズなどの場合

①消費者還元 2%

②端末費用および加盟店手数料の補助は無

## ★ 消費税軽減税率導入への対応はお済みですか？

～区分記載請求書等保存方式～

令和元年（2019年）10月1日から消費税軽減税率の導入に併せて、令和5年（2023年）9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

### 「区分記載請求書等保存方式」が必要な理由と対応

令和元年（2019年）10月1日より、軽減税率対象商品については『軽減税率商品である』旨を記載してあることが仕入控除とするための要件の一つとなります。10月1日以降に購入する軽減税率対象商品の領収証やレシート、請求書に区分が記載されていない場合は仕入控除の対象とすることが出来ません。

**但し、たとえ記載がなくとも事実に基づいて、購入した側が帳簿類に区分を記載することで仕入控除の対象とすることが可能です。**

とはいえ、いちいち確認をしながら購入した側が記載するのは手間がかかります。課税事業者と取引されておられる軽減税率対象商品の取扱いがある事業所は区分記載への対応を今一度ご確認ください。

なお、本則課税か簡易課税か、どこまでの仕訳を行っているか等によって様々な売上金額・仕入金額の計算方法がございますので、10月以降の仕訳方法や申告方法についてお悩みの方は一度お近くの商工会までお問合せ下さい。（美郷町商工会：☎0855-75-0805）

### 「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
◎年〇月分 21,800円 (税込)	
□月1日 牛肉 2kg※ 5,400円	
□月8日 割りばし4組 5,500円	
合計 21,800円	
	(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)
△△(株)	
「※」は軽減税率対象であることを示します。	

出典※政府広報オンライン

## ★ 島根県の経済動向 (R元.8.1)

島根県の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。生産活動はこのところ弱い動きがみられる。雇用情勢は改善の動きが続いている。個人消費は緩やかに持ち直している。投資動向は持ち直しの動きが続いている。(R元年5月分)

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
弱い動き	改善の動き	緩やかに持ち直し	持ち直しの動き	倒産件数 9件	貸出金対前年 3.2%増	対前年 0.8%増